

様式 1 公表されるべき事項

(独)港湾空港技術研究所の役員員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬は、国家公務員の給与及び民間企業の役員報酬の水準を考慮するとともに、独立行政法人評価委員会における業績評価の結果を勘案することとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	給与法改正に伴い平成18年4月1日より役員手当の改正を行った俸給月額を988,000円から922,000円へ改正
理事	給与法改正に伴い平成18年4月1日より役員手当の改正を行った俸給月額を840,000円から784,000円へ改正
理事(非常勤)	該当者なし
監事	給与法改正に伴い平成18年4月1日より役員手当の改正を行った俸給月額を780,000円から728,000円へ改正
監事(非常勤)	常勤監事俸給額の改正幅に合わせて平成18年4月1日より改正を行った俸給月額を265,700円から248,000円へ改正

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任
理事長	千円 18,593	千円 11,856	千円 5,196	千円 355 (通勤手当) 1,186 (都市手当)	13.4.1	H19.3.31 1人
理事 (1人)	千円 15,529	千円 10,080	千円 4,417	千円 24 (通勤手当) 1,008 (都市手当)	17.4.1	H19.3.30 1人
監事 (1人)	千円 14,842	千円 9,360	千円 4,102	千円 444 (通勤手当) 936 (都市手当)	17.4.1	
監事 (非常勤) (1人)	千円 3,188	千円 3,188	千円 0	千円 0 ()	15.4.1	H19.3.31 1人

注:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

「その他」欄の都市手当は国家公務員給与法の調整手当に相当し、当所における支給率は10%であり、内容は(俸給+扶養手当+役職手当)×10% となる。

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要
法人の長	千円 15,080	年 6	月 0	H19.3.31	1.0	支給額(総額)は当該役員の業績勘案率が決定していないため、暫定的に支給した額であり、業績勘案率が決定してから精算するものである
理事	千円	年	月			出向役員のため退職手当の支給は行っていない
監事	千円	年	月			該当なし
監事 (非常勤)	千円	年	月			非常勤監事に対する退職手当の支給は行っていない

注:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

業務の効率化、可能な限りの外部委託の促進を行い、人件費の抑制を図り、中期計画の目標である一般管理費の抑制を図るとともに、適正な管理を心がけることとしている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与及び民間企業の水準を考慮するとともに業務実績を十分に反映し、手当等の適正な管理を努める。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇格・昇給の実施及び勤勉手当の支給に際して、従前から反映しているところであるが、より一層その趣旨を反映したものとなるような人事・給与制度とすることを考えている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
俸給	昇格基準に達した者のうち、勤務成績が良好な職員。 12月を下らない期間を良好に勤務した職員(普通昇給)
賞与・勤勉手当 (査定分)	特に困難、精神的・身体的に苦勞の多い業務に従事し成果を挙げた者 論文賞受賞等社会的評価の高い成果を挙げた者
特別昇給	文部科学大臣表彰を受けた者、博士号を取得した者

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

○俸給表及び俸給制度の見直し

国家公務員給与及び社会情勢等を考慮し、俸給の引き下げ(全体で平均4.8%)を行うとともに俸給制度を下記のとおり改正した。

(1) 一般職俸給

1級、2級及び4級、5級を統合。

11階級制から10階級制に変更し、現行号俸の4分割を実施。

(2) 研究職俸給

5階級制から6階級制に変更し、現行号俸の4分割を実施。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	人 71	歳 40.3	千円 8,064	千円 5,875	千円 148	千円 2,189
事務・技術	人 13	歳 38.3	千円 5,970	千円 4,312	千円 165	千円 1,658
研究職種	人 58	歳 40.7	千円 8,533	千円 6,225	千円 144	千円 2,308

在外職員	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円
------	-----------	---	----	----	----	----

任期付職員	人 5	歳 35.1	千円 6,109	千円 4,922	千円 100	千円 1,187
事務・技術	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人 5	歳 35.1	千円 6,109	千円 4,922	千円 100	千円 1,187

再任用職員	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円

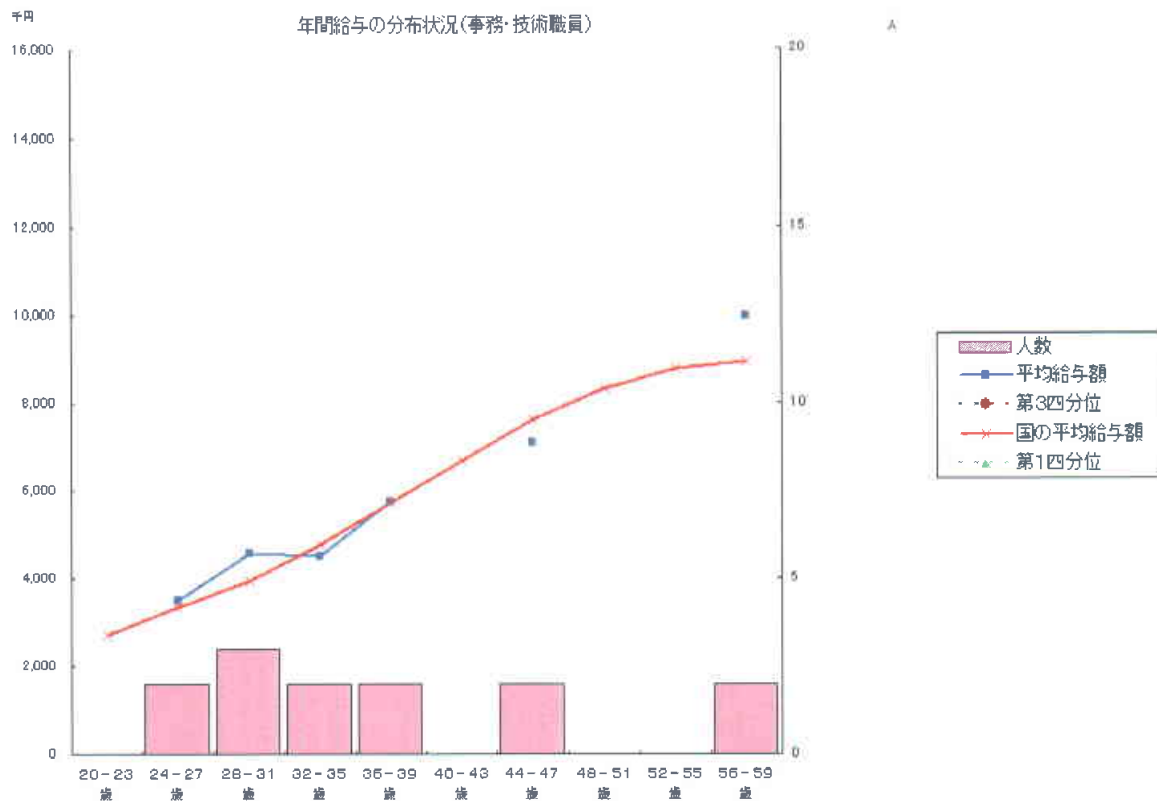
非常勤職員	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

次に掲げる区分及び職種は、該当者がいないため省略した。

常勤職員のうち医療職種、教育職種、その他の職種。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)

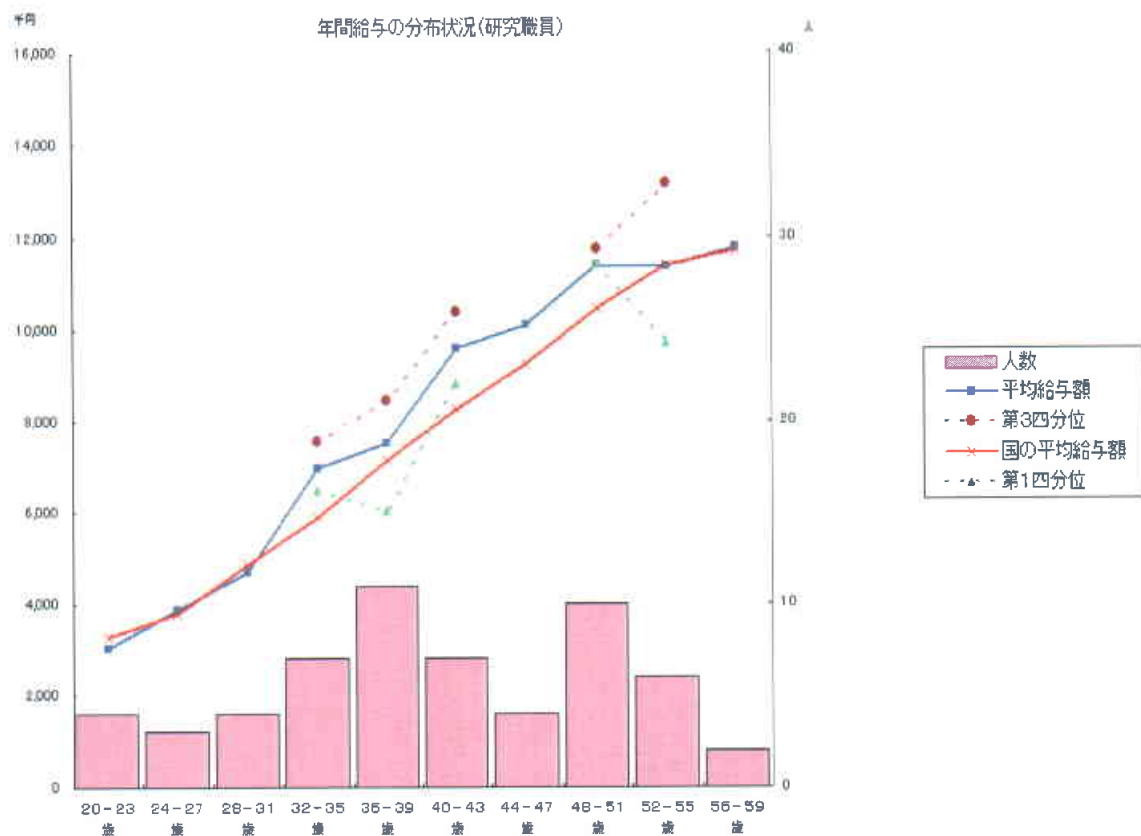


注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。
 該当者が4人以下の年齢階層について第1・第3分位の折れ線を表示していない。
 該当者が2名以下の年齢階層について、当該個人の情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額の折れ線を表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
本部部長	1	—	—	—	—
本部課長	—	—	—	—	—
本部課長補佐	2	—	—	—	—
本部係長	6	35.3	4,637	5,145	5,816
本部主任	1	—	—	—	—
本部係員	3	28.8	—	3,747	—

(注):本部部長、本部課長補佐、本部主任は該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから平均年齢及び年間給与の平均額については記載しない。



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

該当者が2名以下の年齢階層について、当該個人の情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額の折れ線を表示していない。

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
研究部長	3	53.8	-	13,544	-
研究室長	20	46.8	10,267	10,932	11,612
主任研究官	19	41.4	7,305	8,153	9,023
研究員	16	29.9	3,128	4,522	5,537

(注) 研究部長は、該当者が3名のため第1分位及び第3分位は計算出来ず、表示していない。
本部課長は公表していない代わりに研究室長を公表している。

③ 職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	係員	主任 係長	係長 課長補佐	課長補佐	課長
人員 (割合)	13	1 (7.7%)	2 (15.4%)	7 (53.8%)	2 (15.4%)	該当者なし	該当者なし
年齢(最高 ～最低)		歳	歳	歳	歳	歳	歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円	千円	千円	千円	千円	千円
年間給与 額(最高～ 最低)		千円	千円	千円	千円	千円	千円
				46 ～ 31			
				4,608 ～ 3,136			
				6,451 ～ 4,382			

区分	小計	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	部長	部長	部長
人員 (割合)	1	該当者なし	1 (7.7%)	該当者なし	該当者なし
年齢(最高 ～最低)		歳	歳	歳	歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円	千円	千円	千円
年間給与 額(最高～ 最低)		千円	千円	千円	千円

注:1級～2級、4級、8級における該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(研究職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		研究員	研究官	主任研究官	室長 主任研究官	研究部長 室長
人員 (割合)	58	7 (12.1%)	9 (15.5%)	8 (13.8%)	13 (22.4%)	21 (36.2%)
年齢(最高 ～最低)		歳	歳	歳	歳	歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円	千円	千円	千円	千円
年間給与 額(最高～ 最低)		千円	千円	千円	千円	千円
		28 ～ 22	46 ～ 26	49 ～ 32	57 ～ 36	56 ～ 41
		2,859 ～ 2,090	4,596 ～ 3,148	6,167 ～ 4,738	7,151 ～ 5,701	9,898 ～ 6,011
		3,929 ～ 2,892	6,430 ～ 4,355	8,449 ～ 6,499	9,799 ～ 7,818	14,098 ～ 8,269

④ 賞与(18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	—	—	—
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	—	—	—
	(最高～最低)	—	—	—
一般 職員	一律支給分(期末相当)	64.3	66.8	65.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.7	33.2	34.4
	(最高～最低)	(38.1～34.1)	(35.0～31.2)	(35.4～33.6)

※管理職員における該当者が1名であり、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、記載していない。

④ 賞与(18年度)における査定部分の比率(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	62.4	65.2	63.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	37.6	34.8	36.1
	(最高～最低)	(44.1～34.1)	(40.3～31.4)	(42.1～32.7)
一般 職員	一律支給分(期末相当)	63.8	67.2	65.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.2	32.8	34.4
	(最高～最低)	(39.8～34.0)	(35.3～30.8)	(36.6～32.3)

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

対国家公務員 (行政職(一))
対 他 法 人

104.1
96.5

(研究職員)

対国家公務員 (研究職)
対 他 法 人

107.1
104.6

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

当研究所は港湾海岸・空港施設の整備、維持管理に係る技術及び地震、波浪、津波、高潮等の自然現象の解明、並びに海岸、閉鎖水域、干潟、海浜等の自然環境保全に係る技術など幅広い分野で国内、国際的に最先端の研究を行っており、これらの研究を進めていくには専門的かつ高度な知識・能力を持つ職員が必要となり、その結果研究職員の給与水準が比較的高いものとなっている。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増△減		中期目標期間開始時 (平成17年度)からの増△減	
給与、報酬等支給総額	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
(A)	904,472	926,545	△ 22,073	△ 2.4	—	—
退職手当支給額	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
(B)	21,237	189,877	△ 168,640	△ 88.8	—	—
非常勤役職員等給与	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
(C)	223,370	204,623	18,747	9.2	—	—
福利厚生費	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
(D)	125,904	107,719	18,185	16.9	—	—
最広義人件費	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
(A+B+C+D)	1,274,983	1,428,764	△ 153,781	△ 10.8	—	—

総人件費について参考となる事項

・給与、報酬等支給総額の増減理由としては、昨年度から人員減及び人事院勧告に準拠した給与水準の引き下げによる。

・退職手当支給額の増減については退職者が昨年に比べ少なかったことが原因であり、福利厚生費の増加については常勤職員分の雇用保険料事業主負担分支払開始及び共済組合の掛金率が上がったことが原因としてあげられる。

・非常勤役職員等給与の増加については、受託研究に従事する特別研究員及び事務補助職員の雇用に係るものである。

○行革推進法、「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組の状況

①人件費削減の取り組みに関する事項

「行政改革の重要方針」を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減を行うこととし、役職員の給与についても国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを実施する。

②中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

・前中期目標期間の最終年度予算額に対し、本中期目標期間の最終年度までに人件費(退職手当を除く)について5%以上の削減を行う。

・役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。

③人件費削減の取組の進捗状況

・基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額 926,545千円より△2.4%削減

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし